



# 広島県報

号 外  
第 102 号

発行者 広 島 県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月 額 2,700円

## 目 次

監査の結果..... 監査委員公表

### 監査委員公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定によりその結果を公表する。  
平成十八年六月十五日

広島県監査委員  
同 同 同  
近 高 田 坪  
光 橋 辺 川  
義 直 禮  
章 則 史 巳

## 監査の結果(平成18年5月31日決定分)

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、県の機関については、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、また、財政的援助団体等については、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかを主眼として実施しました。

#### 2 監査の実施方法

監査は、監査委員が監査対象機関等へ出向き、提出された監査資料を基に、平成16年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。

#### 3 監査対象機関等

監査対象機関等は、次表のとおり、県の機関が5機関、財政的援助団体等が1団体です。

### 監査対象機関等一覧表

#### (1) 県の機関

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	動物愛護センター	平成18年4月26日	平成18年4月26日	実地監査
2	広島障害者職業能力開発校	平成18年4月25日	平成18年4月25日	
3	広島西飛行場事務所	平成18年4月20日	平成18年4月20日	
4	歴史民俗資料館	平成18年4月21日	平成18年4月21日	
5	みよし風土記の丘	平成18年4月21日	平成18年4月21日	

#### (2) 財政的援助団体等

番号	団体名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	財団法人 広島県農林振興センター	平成17年12月1日	平成17年11月29日, 平成17年12月1日	実地監査

### 第2 監査の結果

監査の結果は次のとおりです。

#### 【県の機関】

#### 1 動物愛護センター

##### (1) 機関の概要

- ・主な業務 狂犬病の予防、動物の愛護指導、犬及びねこの引取り、疾病・負傷動物の収容、人畜共通感染症の調査研究
- ・所在地 三原市本郷町南方8915-2
- ・職員数 11人(15人)  
(平成18年4月1日現在の常勤職員数。( )内は、動物愛護相談員及び動物愛護専門スタッフの合計。)

## ・主な事業実績(平成17年度)

## ア 相談等の受付状況

(単位:件)

区分	保護 依頼	引取 依頼	放し 飼い	咬傷 事故	糞尿 鳴声 苦情	負傷 疾病 収容	行方 不明	譲渡 希望	愛護 教室	飼育 相談	その他	計
件数	434	690	51	125	65	113	938	518	82	72	1,178	4,266

## イ 動物保護等の状況

(単位:頭)

区分	定点 引取	持参	センター動物保護		計	譲渡	返還	処分
			保護	引取				
犬	1,115	1,314	312	278	3,019	118	15	2,886
ねこ	2,917	1,620		129	4,666	26	6	4,634
計	4,032	2,934	312	407	7,685	144	21	7,520

## (2) 監査の結果

## 【指摘事項】

ア 分任出納員から引継ぎを受けた現金(犬の引取りに係る手数料)について、会計規則に定められた期限(翌開庁日)までに金融機関へ払い込んでいないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

・1件 3,610円

イ 予定価格が250万円を超える建設工事請負契約において、緊急の必要により競争入札に付することができないとして随意契約をしているが、契約内容からみて緊急の必要により競争入札に付することはできないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。

また、この工事について、契約金額が250万円を超える工事について行うこととされている工事成績評価を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

・動物愛護館屋根改修外工事

## 【意見】

ア 焼却管理等業務などの委託契約について一般競争入札により行っているが、入札の公告を動物愛護センターの掲示板への掲示で行い応札者が一者しかないものがあつた。契約規則では、一般競争入札の公告は、県報、新聞紙、掲示その他の方法をもって行うこととされているが、契約における競争性の向上を図るため、公告の方法を見直す必要がある。

・焼却管理等業務、給排水施設等維持管理業務、警備業務

イ 犬等定日収集業務等委託契約について、犬等の積込み・運搬に適するよう改造した車両を有していることや取扱いに熟練した人員が必要であることなどの理由から、毎年同一業者と随意契約により契約を行っているが、長期的なコスト縮減を念頭におき、複数年の契約として競争入札を実施するなど契約方法を見直す必要がある。

## 2 広島障害者職業能力開発校

## (1) 機関の概要

・主な業務 職業能力開発校又は職業能力開発促進センターにおいて職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対する職業訓練の実施  
(職業能力開発促進法に基づいて国が設置し、運営を県に委託)

・所在地 広島市南区宇品東四丁目1-23

・職員数 18人(17人)

(平成18年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計。( )内は技術嘱託員, 訓練介護嘱託員, 手話通訳嘱託員, 職業訓練講師(日額講師)の合計。)

・職業訓練実施状況(平成17年度)

ア 施設内訓練

(単位:人)

科名		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就業者数
機械技術科	機械加工コース	1年	10	7	5	4	4
	CADコース	1年	10	14	10	6	6
デザイン製版科		1年	20	18	14	12	5
インテリア表具科		1年	10	7	6	5	2
ビジネス科	流通事務コース	1年	20	15	14	13	5
	OA事務コース	1年	20	26	15	12	9
ソフトウェア科		1年	20	20	18	16	7
総合実務科		1年	30	62	33	29	25
合計			140	169	115	97	63

(注) 就業者数は、修了時における就職者、自営業者の合計。

イ 委託訓練

(単位:人)

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就業者数
パソコンビジネス科等21科	1~3か月	116	140	114	107	58

(注) 就業者数は、修了時における就職者、自営業者の合計。

ウ 在職者訓練

(単位:人)

講座名	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
ホームページ作成	12時間	延20	8	7	5

(2) 監査の結果

【意見】

庁舎警備業務委託契約について、契約の相手方が所有する警報機器が庁舎内に設置されており、他社の機器に取り替えた場合、工事に日数を要し、その間の異常事態の緊急措置が保てないなどの理由から、随意契約により毎年度同一業者と契約を行っているが、長期的なコスト縮減を念頭におき、複数年の契約として競争入札を実施するなど契約方法を見直す必要がある。

3 広島西飛行場事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 広島西飛行場の管理運営  
広島西飛行場に係る航空障害灯の設置及び管理
- ・所在地 広島市西区観音新町四丁目10-2
- ・職員数 9人(平成18年4月1日現在の常勤職員数)

## ・旅客輸送実績(平成17年度)

路線	搭乗者数	搭乗率
宮崎	17,171人	68.4%
鹿児島	48,851人	65.5%
合計	66,022人	66.2%

## (2) 監査の結果

## 【指摘事項】

工事請負契約において、請負金額1,000万円以上の土木工事の執行において行うこととされている中間検査を特段の理由がないにもかかわらず行っておらず、また、前払金を請求を受けた日から14日以内に支払っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・広島西飛行場土木施設災害復旧工事

## 【意見】

建築工事における最低制限価格は、予定価格の4分の3を下らない範囲内で決定することとされているが、広島西飛行場庁舎他解体撤去工事における最低制限価格は、予定価格に近い金額を設定していたため、入札における競争性が損なわれている状況となっていた。

最低制限価格の設定に当たっては、競争性が発揮されるよう十分留意する必要がある。

## 4 歴史民俗資料館

## (1) 機関の概要

- ・主な業務 歴史、考古、民俗等の資料の収集、保管、展示及び調査研究
- ・所在地 三次市小田幸町122
- ・職員数 7人(平成18年4月1日現在の常勤職員数)
- ・利用状況等(平成17年度)

入館者数				入館料
小・中学生	高校・大学生	一般	計	
4,511人	1,165人	10,891人	16,567人	1,357,120円

## (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## (3) 付記

歴史民俗資料館の入館者数は、平成3年度の57,610人をピークに減少傾向にあり、平成17年度の入館者数は16,567人と、ピーク時の28.8%となっている。このため、入館者の年代別、地域別、曜日別等の内訳やニーズなどをきめ細かく調査分析するとともに、学校訪問による施設のPR、近隣文化施設や旅行者とのタイアップなど工夫を凝らして、入館者数の増加を図っていただきたい。

## 5 みよし風土記の丘

## (1) 機関の概要

- ・主な業務 浄楽寺・セツ塚古墳群及び古民家等の文化財の保存管理と公開
- ・所在地 三次市高杉町及び小田幸町
- ・職員数 専任職員なし(歴史民俗資料館職員が兼務)(平成18年4月1日現在)

・古墳群の状況

前方後円墳	帆立貝形古墳	円墳	方墳	計
1基	3基	152基	20基	176基

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【財政的援助団体等】

1 財団法人 広島県農林振興センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 農林業の振興や担い手の育成確保及び森林資源の整備等を総合的に実施することにより、農林業の健全な発展と快適で魅力的な農山村地域の形成を図る。
- ・ 住所 広島市中区大手町四丁目2-16
- ・ 理事長 村上 山治(平成18年4月1日から 津野瀬 武久)
- ・ 設立 昭和40年4月19日
- ・ 役職員(平成17年10月1日現在)
  - 役員 15人(うち常勤2人)
  - 職員 79人(非常勤職員、他団体派遣職員を含む。)
- ・ 主な事業 森林整備事業、畜産環境整備事業、農地保有合理化事業、農用地開発事業、林業従事者確保事業、広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園並びに広島県立因島フラワーセンターの管理運営
 

ただし、広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園は平成16年度までの受託運営となっている。

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成16年度
総収入 A	6,721,263
当期支出合計 B	4,778,070
過年度収支差額修正額 C	1,620,726
次期繰越収支差額 D (A - B + C)	322,467
資産合計 E (F + G)	60,730,392
負債合計 F	44,599,053
正味財産 G	16,131,340
(うち、基本金)	5,000
(うち、利益剰余金)	1,971,352

(注) 1 平成17年5月27日の理事会で承認された決算額  
 2 総収入は、前期繰越収支差額と当期収入合計の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本金5,000,000円を全額出捐(所管室 農林水産部総務管理局農林水産総務室)
- (イ) 公の施設の管理委託
  - a 施設名 広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園
    - ・平成16年度委託料 75,927,000円(所管室 農林水産部農林整備局森林保全室)

## ・平成16年度利用状況

入場者数計	緑化研修受講者数	緑化相談件数	開園日数
81,423人	1,451人	931件	308日

入場は無料

## b 施設名 広島県立因島フラワーセンター

・平成16年度委託料 61,243,000円(所管室 農林水産部農水産振興局農産振興室)

## ・平成16年度利用状況

入場者数計	有料入場者数	無料入場者数	使用料徴収額	開園日数
47,049人	31,993人	15,056人	13,976,750円	310日

## (ウ) 補助金

## a 平成16年度農地保有合理化促進対策費補助金(所管室 農林水産部農水産振興局農業経営室)

・補助額 30,364,030円

・交付の目的 担い手への農地の集積による農業経営の効率化, 安定化の促進

・補助対象経費 農地保有合理化事業に要する経費

## b 平成16年度農業振興対策事業費補助金(所管室 農林水産部農水産振興局農業経営室)

・補助額 38,900,000円

・交付の目的 農山漁村地域の総合的な振興及び整備

・補助対象経費 経営構造対策, 青年農業者等就農事業及び食のシンクタンク事業に要する経費

## c 平成16年度森林整備担い手育成確保総合対策事業補助金(所管室 農林水産部農林整備局林業振興室)

・補助額 1,600,000円

・交付の目的 林業の担い手育成確保の推進

・補助対象経費 林業の担い手育成確保の活動に要する経費

## d 平成16年度森林整備活性化資金制度利子補給補助金(所管室 農林水産部農林整備局林業振興室)

・補助額 15,189,224円

・交付の目的 造林事業による経費負担の軽減

・補助対象経費 森林整備活性化資金との併せ借り資金の利息

## e 平成16年度造林事業補助金(所管室 東広島地域事務所農林局林務課ほか)

・補助額 226,637,780円

・交付の目的 林業の振興と県土の保全

・補助対象経費 森林整備等に要する経費

## (エ) 損失補償

## a 平成16年度農地保有合理化促進対策資金(所管室 農林水産部農水産振興局農業経営室)

・損失補償契約限度額 99,000,000円

・内容 広島県信用農業協同組合連合会が当法人に融資することにより損失を生じた場合の補償

## b 平成16年度造林資金(所管室 農林水産部農林整備局森林保全室)

・損失補償契約限度額 172,731,000円

・内容 農林漁業金融公庫が当法人に融資することにより損失を生じた場合の補償

## (オ) 貸付金

## 事業資金及び管理費貸付金(所管室 農林水産部農林整備局森林保全室)

・貸付金残高 18,252,569,000円(平成17年3月31日現在)

・貸付の目的 造林事業の推進と林産資源の活用, 水資源のかん養

・貸付の対象 造林, 保育及び伐採等の事業資金, 償還利息等

(2) 監査の結果

【指摘事項】

指摘すべき事項は次のとおりであった。適正な事務処理に努められたい。

ア 貸付金返還金など長期未収(過年度分)となっているものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)

・就農支援資金貸付金返還金	2件	1,250,000円
・新規就農者育成事業資産貸付料	2件	6,131,725円
・前払小作料に係る未収金	5件	975,441円
・合理化用地代金に係る未収金	1件	256,000円

イ 分譲を目的として造成した合理化事業用地(棚卸資産)において事業完了(平成9年度)後, 長期にわたり未売却のものがあった。(監査日現在確認分)

・空口団地	15,934,746円
-------	-------------

ウ 計算書類等の作成において, 次のとおり不備なものがあった。

(ア) 公益法人会計基準において, 収支計算書は, 収支の予算額と決算額を対比して表示しなければならないこととなっているが, 平成16年度の収支計算書において, 本年度決算額と前年度決算額を対比して記載していた。

(イ) 平成16年度の一般会計の収支計算書において, 作成資料の一部が保存されていないため決算数値が正確かどうか点検ができないなどの不備があった。また, 過年度収支差額修正額を確認したところ, 誤りがあった。

(ウ) 平成16年度の損益計算書において, 企業会計の基準を適用した場合の損益取引以外で正味財産に増減をもたらす取引の項目や期末正味財産合計額などの正味財産に関する項目が記載されていなかった。

(エ) 一般会計の計算書類の注記において, 重要な会計方針に引当金(貸倒損失引当金)の計上基準が記載されていなかった。

(オ) 平成16年度の一般会計において, 「強化基金」(農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るための基金)として管理されていた地方債について, 「強化基金引当有価証券」とすべきところ, 「強化基金引当預金」としていた。

エ 平成17年6月県議会への経営状況報告資料として県へ提出した平成16年度の一般会計収支計算書の記載金額の一部が, 理事会で承認された計算書類と相違していた。

【意見】

ア 平成16年度決算において, 計算書類に誤りが生じた原因として, 組織内の内部統制機能が発揮されていないことが考えられる。会計等の事務処理に当たっては, 職員や管理監督者による点検など組織内の内部統制機能を発揮させることにより, 適正な事務処理体制を確保するとともに, 研修等の強化により職員の会計事務の専門性の向上を図る必要がある。

イ 平成16年度決算において、平成15年度決算額に多額の修正額を計上し、その後修正額に誤りが判明するなど、監事の機能が十分発揮されていないと考えられることから、監事の機能が適正に発揮されるよう体制の見直しを検討する必要がある。

ウ 当法人は平成16年度末の資産合計が約607億円、平成16年度の収支決算額が40億円を超えるなど経営規模も大きく、会計事務も複雑であることから、計算書類の社会的な信頼性を確保するため、公認会計士等第三者による外部監査の導入などを検討する必要がある。

エ 工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減の効果が大きい設計段階における検討が重要である。このため、設計段階におけるコスト縮減の取り組みの徹底を図るとともに、設計や施工などの各段階におけるコスト縮減結果が的確に把握できるよう、取り組み内容やコスト縮減額を記録に残す仕組みを構築する必要がある。

オ 広島県農林振興センターの財務規程では、契約は県の契約規則に準じて行うこととしているが、同規程の中で、農用地等整備事業及び森林整備事業について、随意契約することができる事業などを別途定めている。この規定により随意契約とする場合は、指名業者選定会議及び理事長が適切であると認めることが必要となっているが、競争入札が可能な場合であっても随意契約を行っているものが見受けられる。このため、契約に当たっては競争入札とすることができないかなどについて十分検討した上で、契約を行う必要がある。また、契約における透明性、公平性や競争性の向上を図るため、財務規程の随意契約に関する規定についても見直しを検討すべきである。

(3) 付 記

ア 工事などの契約に当たっては、特にコスト縮減を意識して、より経済的・効率的に行うべきである。

このため、契約に当たっては、設計金額は実勢価格に沿っているか、契約方法は公正な競争原理が働いているかなどについて個々の業務ごとに見直しを行い、コスト縮減を図っていただきたい。

イ 森林整備事業においては、多額の長期借入残高があることや木材価格の低迷などにより採算性が危惧されることから、総合的な長期財政収支計画を策定し、計画的に事業を実施していただきたい。